

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護 支援専門員の兼務に係る取扱いについて

特定事業所加算の人員配置要件について

＜特定事業所加算Ⅰ＞

- (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置すること。
- (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置すること。

＜特定事業所加算Ⅱ＞

- (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置すること。
- (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置すること。

＜特定事業所加算Ⅲ＞

- (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置すること。
- (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置すること。

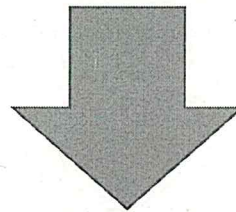
＜特定事業所加算Ⅳ＞

特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門の 兼務について①

(従来 of 取扱い)

- ・人員や運営に関する基準省令において、管理者と介護支援専門員の職務について兼務されていること
- ・介護報酬に関する省令において特定事業所加算の算定にあたり、常勤かつ専従の介護支援専門員と管理者との兼務はできないと定めていない

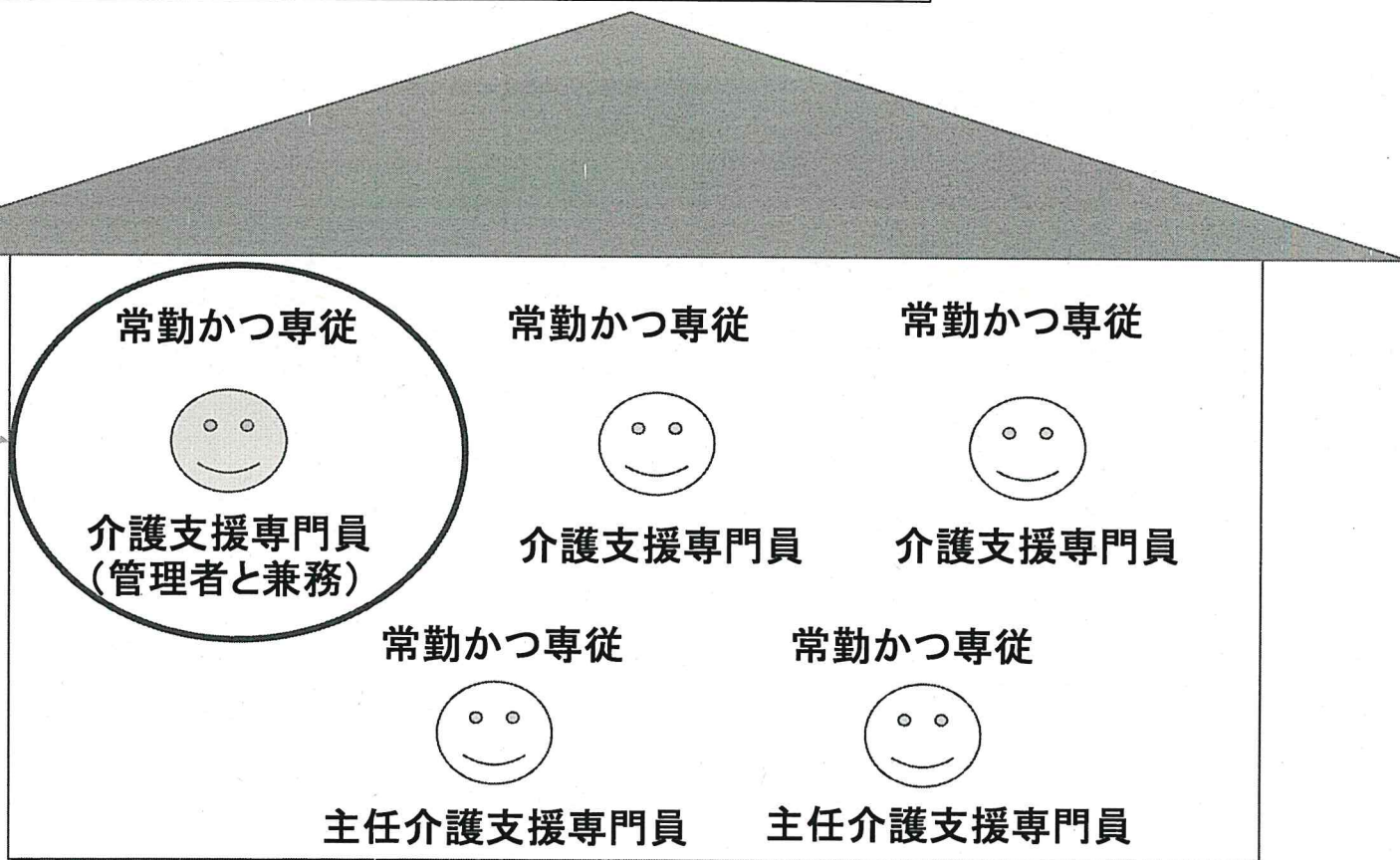


特定事業所加算の人員要件である常勤かつ専従の介護支援専門員に管理者と兼務する介護支援専門員は含まれる。

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について①

(例) 特定事業所加算 I を算定している指定居宅介護事業所

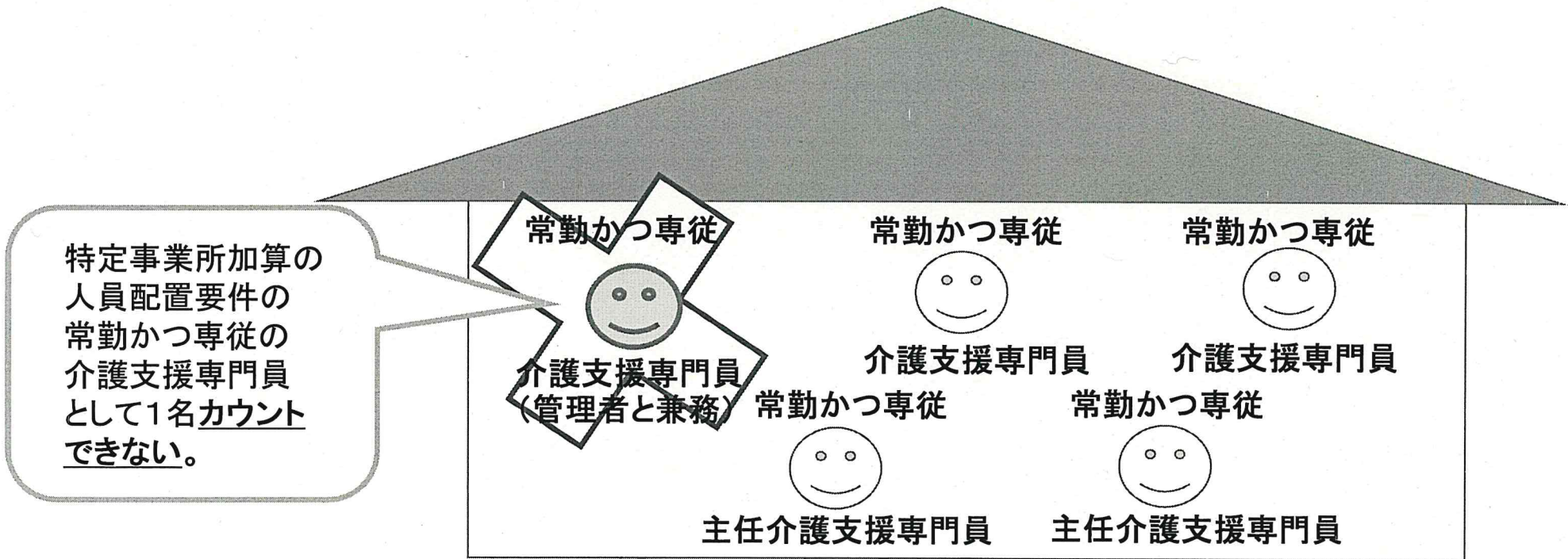
特定事業所加算の
人員配置要件の
常勤かつ専従の
介護支援専門員
として1名カウント
できる



厚生労働省に対する確認事項①

- 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者と兼務する介護支援専門員は含まれない。

(例) 特定事業所加算 I を算定している指定居宅介護事業所

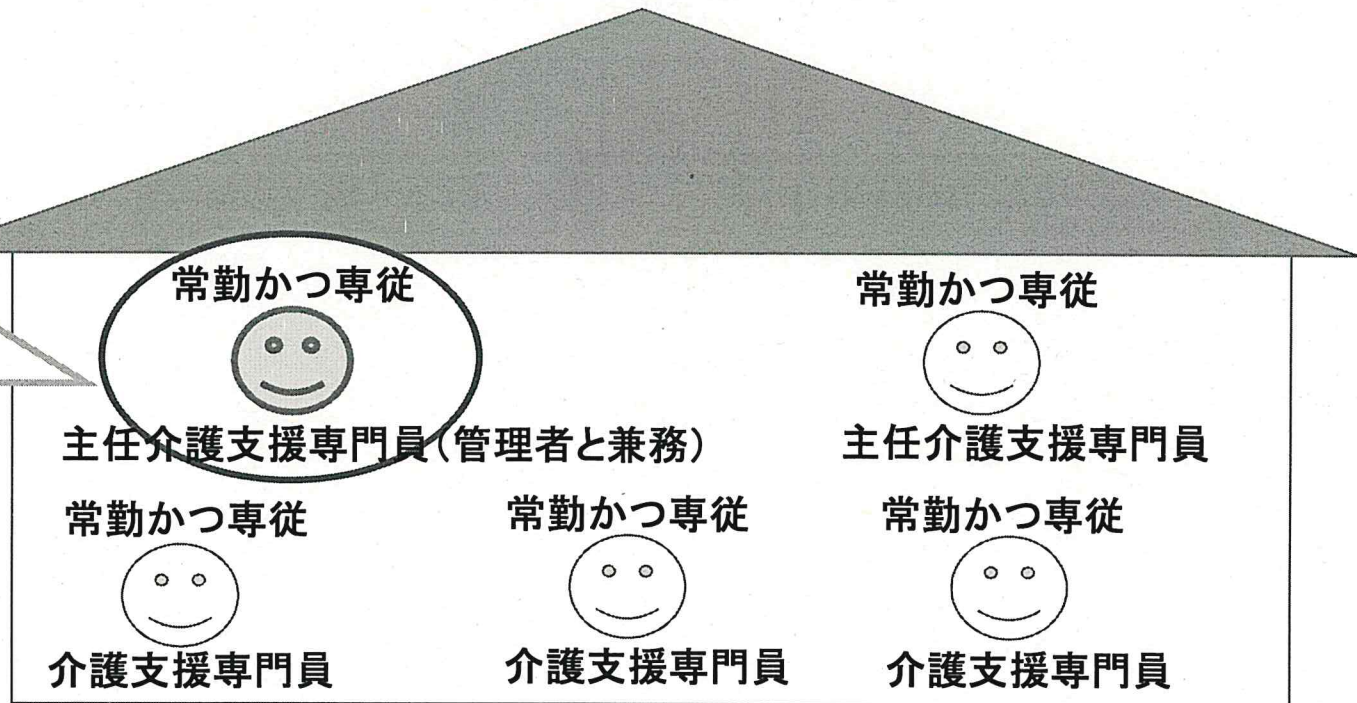


厚生労働省に対する確認事項②

- 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者と兼務する主任介護支援専門員は含まれる。

(例) 特定事業所加算 I を算定している指定居宅介護事業所

特定事業所加算の
人員配置要件の常勤
かつ専従の主任介護
支援専門員として1名
カウントできる

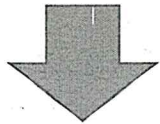


今後の方針

変更内容

【変更前】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれる。



【変更後】

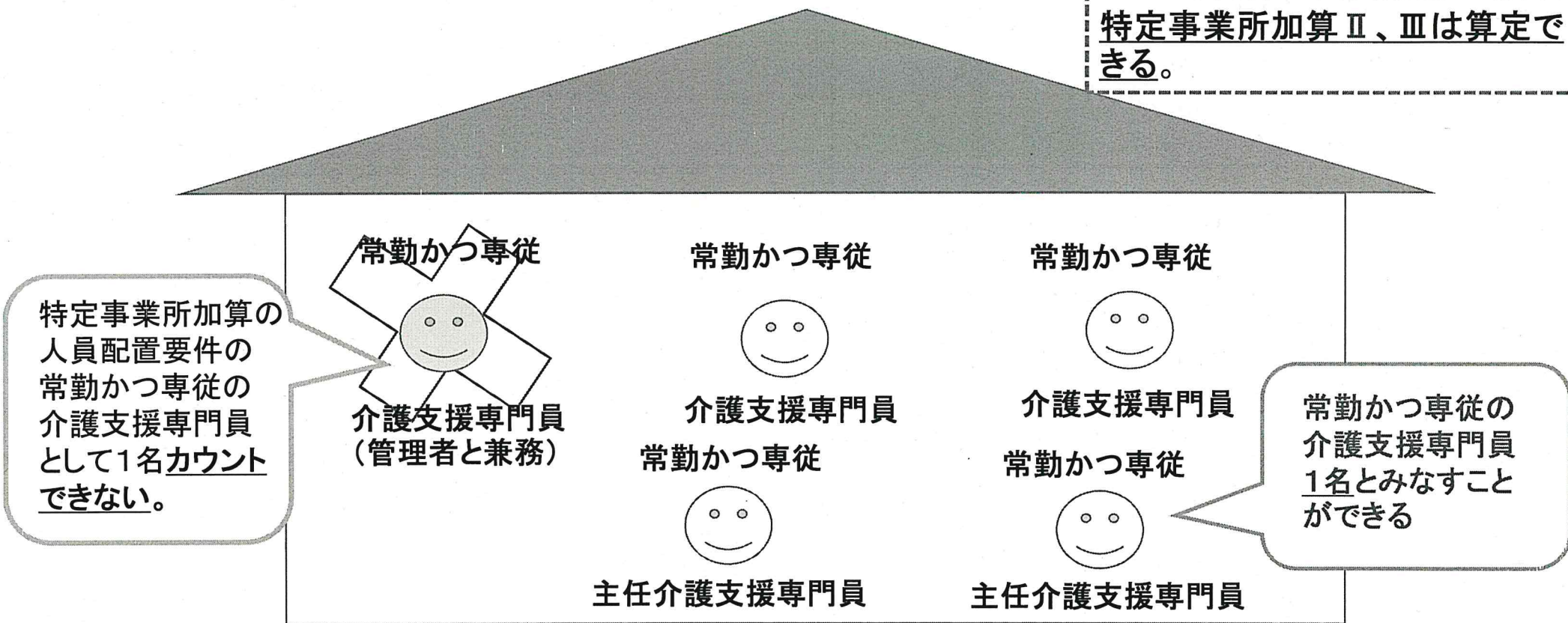
居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれない。

加算の算定が不可になるケース①

特定事業所加算Ⅰの算定が認められない人員配置



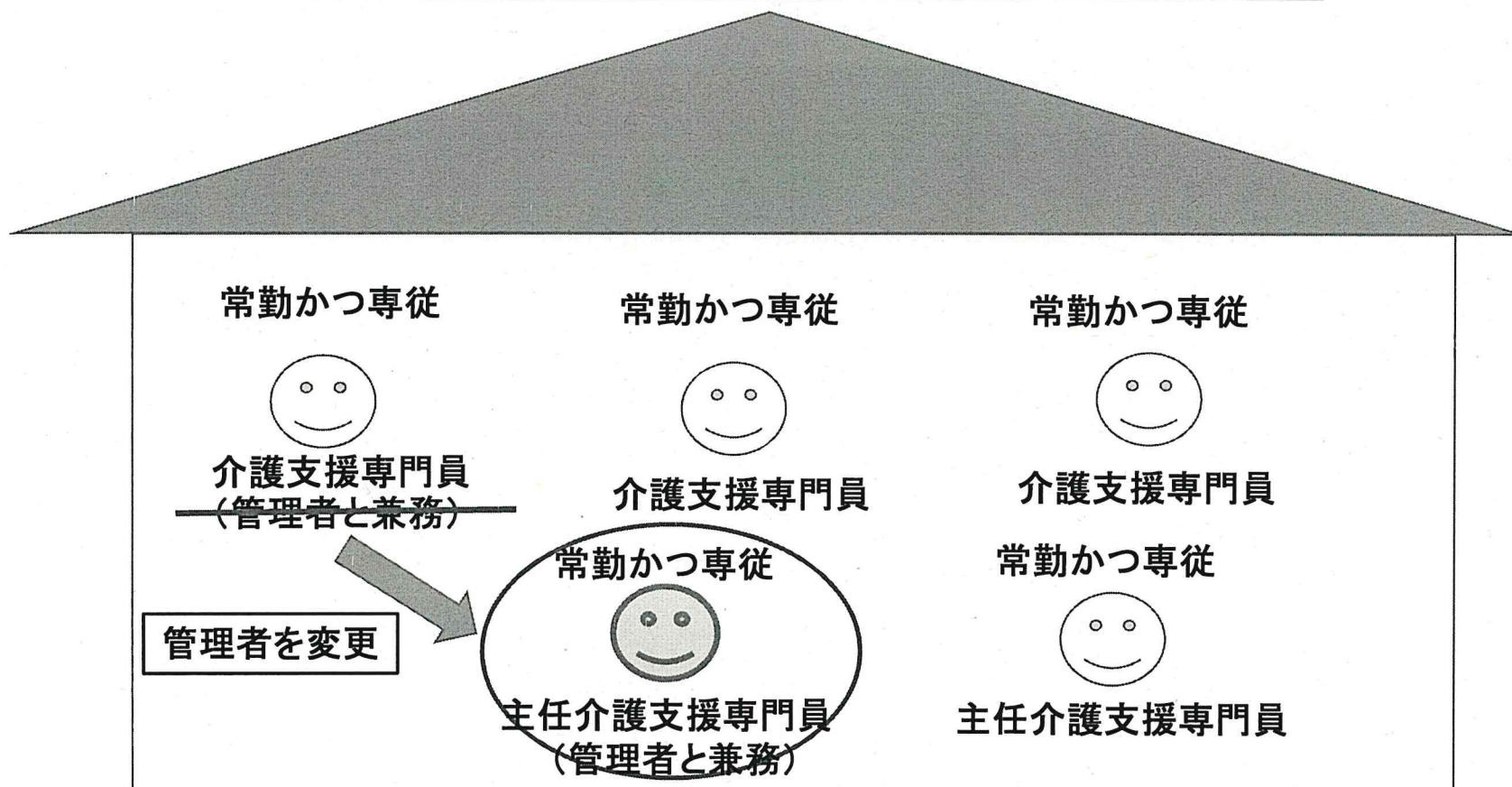
常勤かつ専従の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算Ⅰの算定はできない。
ただし、同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅱ、Ⅲは算定できる。



加算の算定が可になるケース①-2

特定事業所加算 I の算定が認められる人員配置

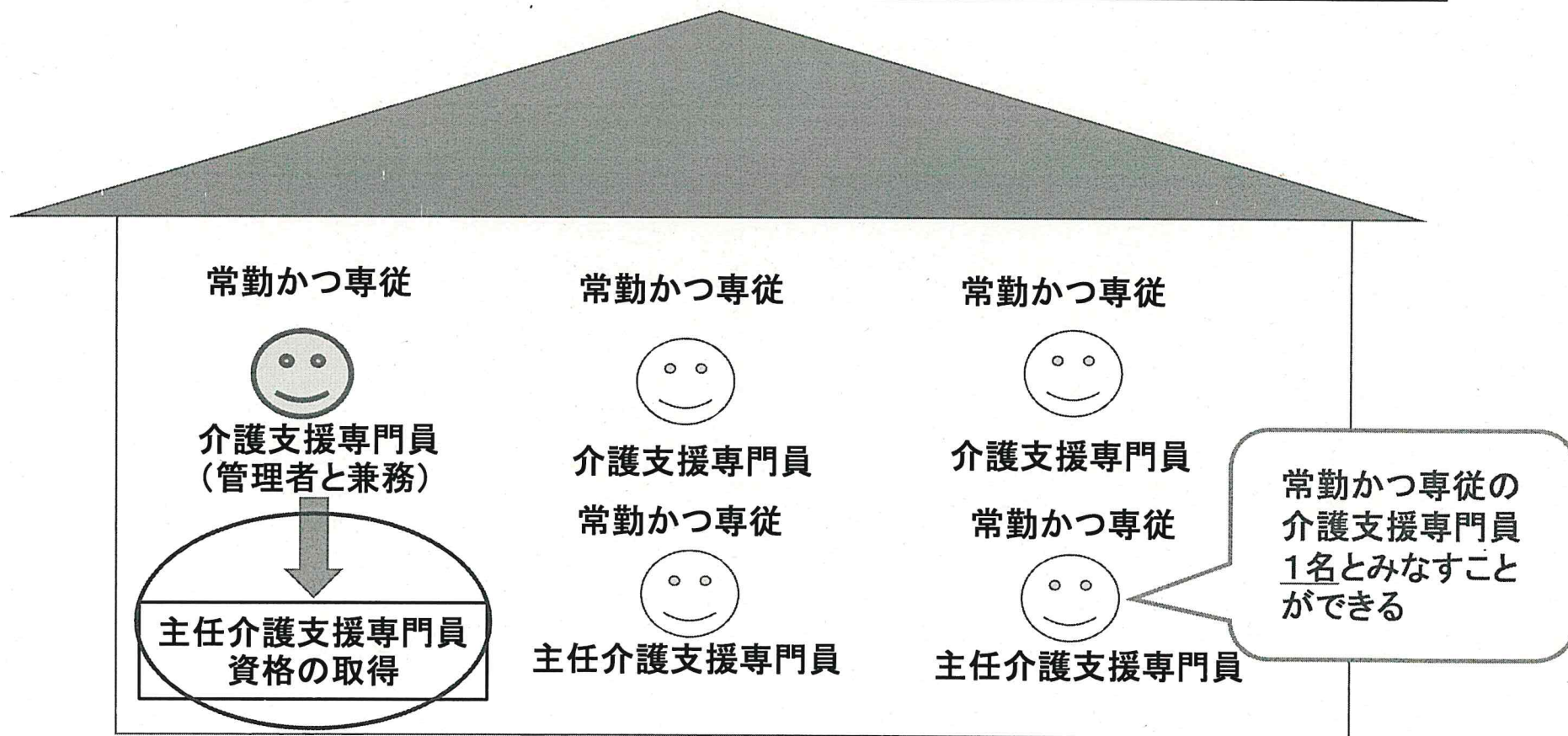
例：管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所の配置換え）



加算の算定が可になるケース①-3

特定事業所加算 I の算定が認められる人員配置

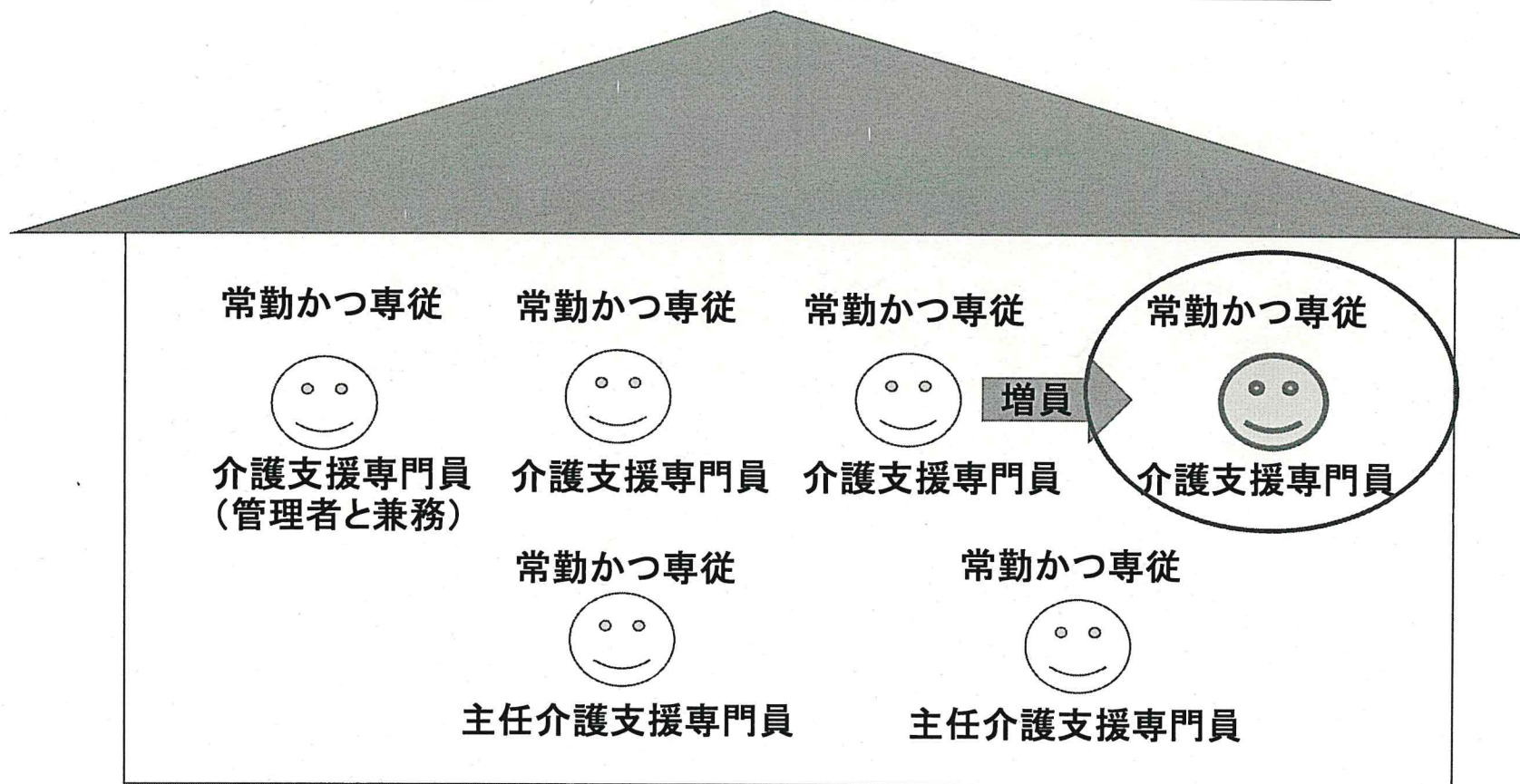
例：管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得



加算の算定が可になるケース①-4

特定事業所加算 I の算定が認められる人員配置

例：常勤かつ専従の介護支援専門員の増員



加算の算定が不可になるケース②

特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置



常勤かつ専従の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算Ⅱの算定はできない。
ただし、同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅲは算定できる。

特定事業所加算の人員配置要件の常勤かつ専従の介護支援専門員として1名カウントできない。



主任介護支援専門員

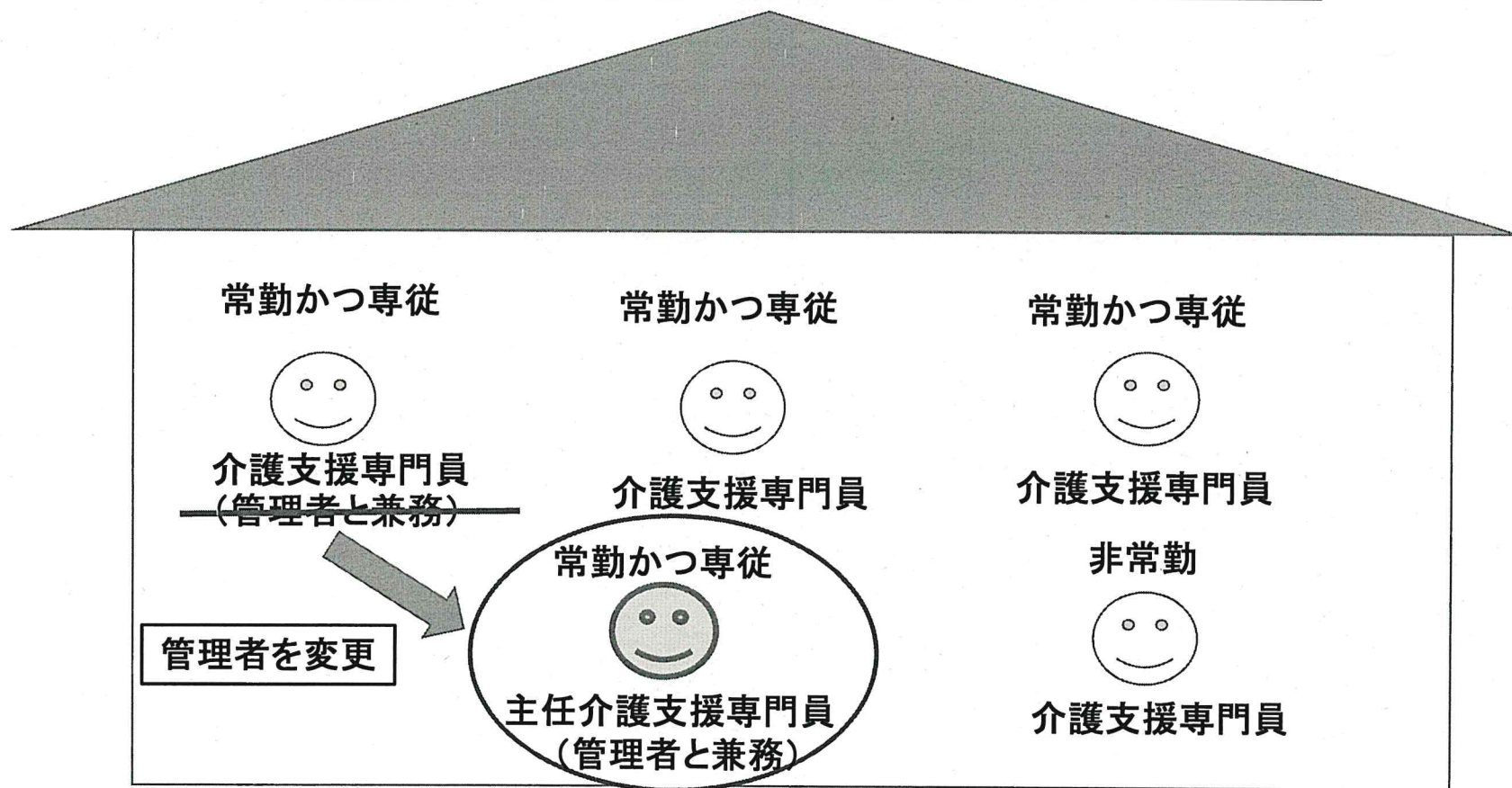


介護支援専門員

加算の算定が可になるケース②-2

特定事業所加算Ⅱの算定が認められる人員配置

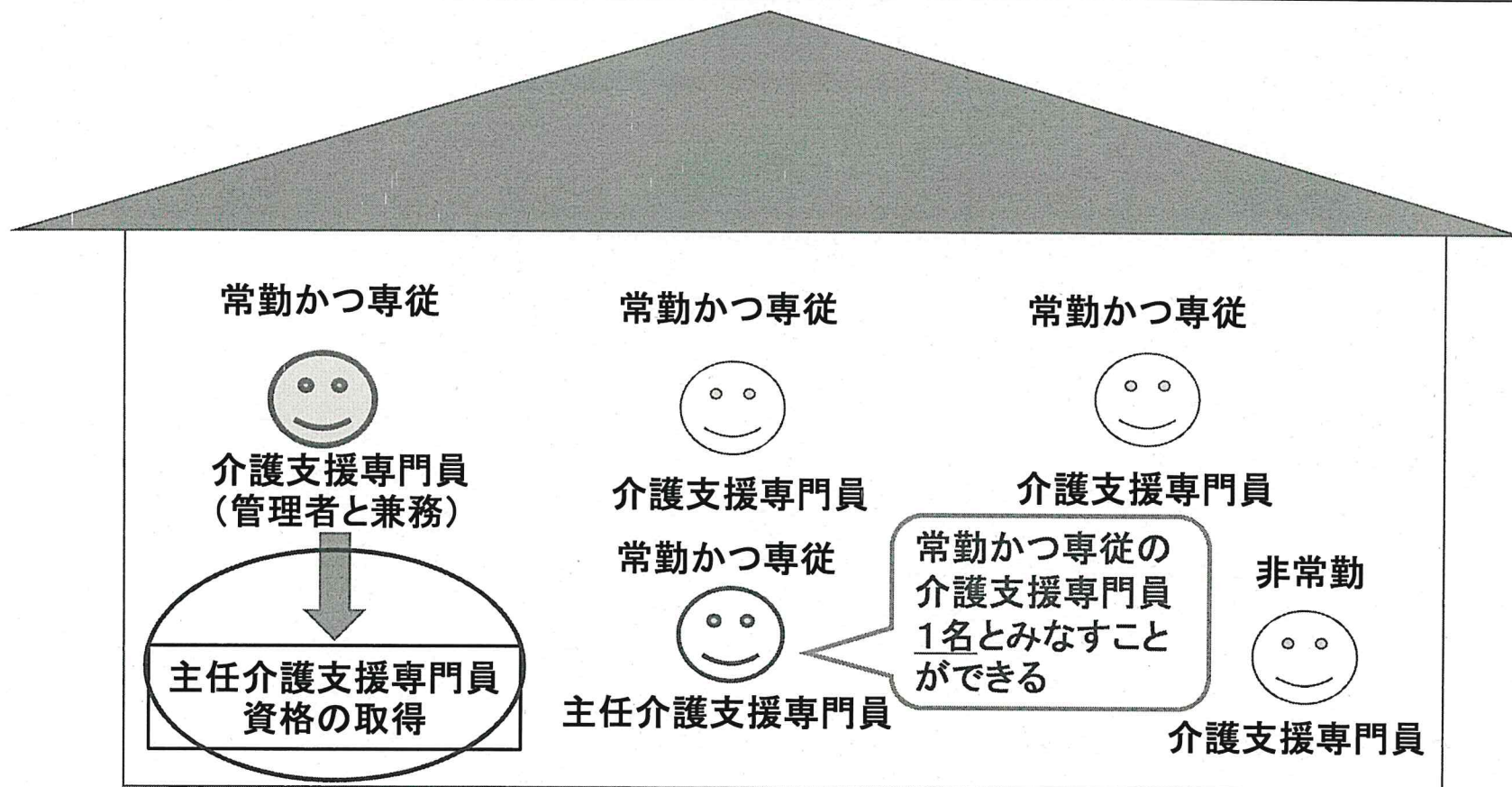
例：管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所の配置換え）



加算の算定が可になるケース②-3

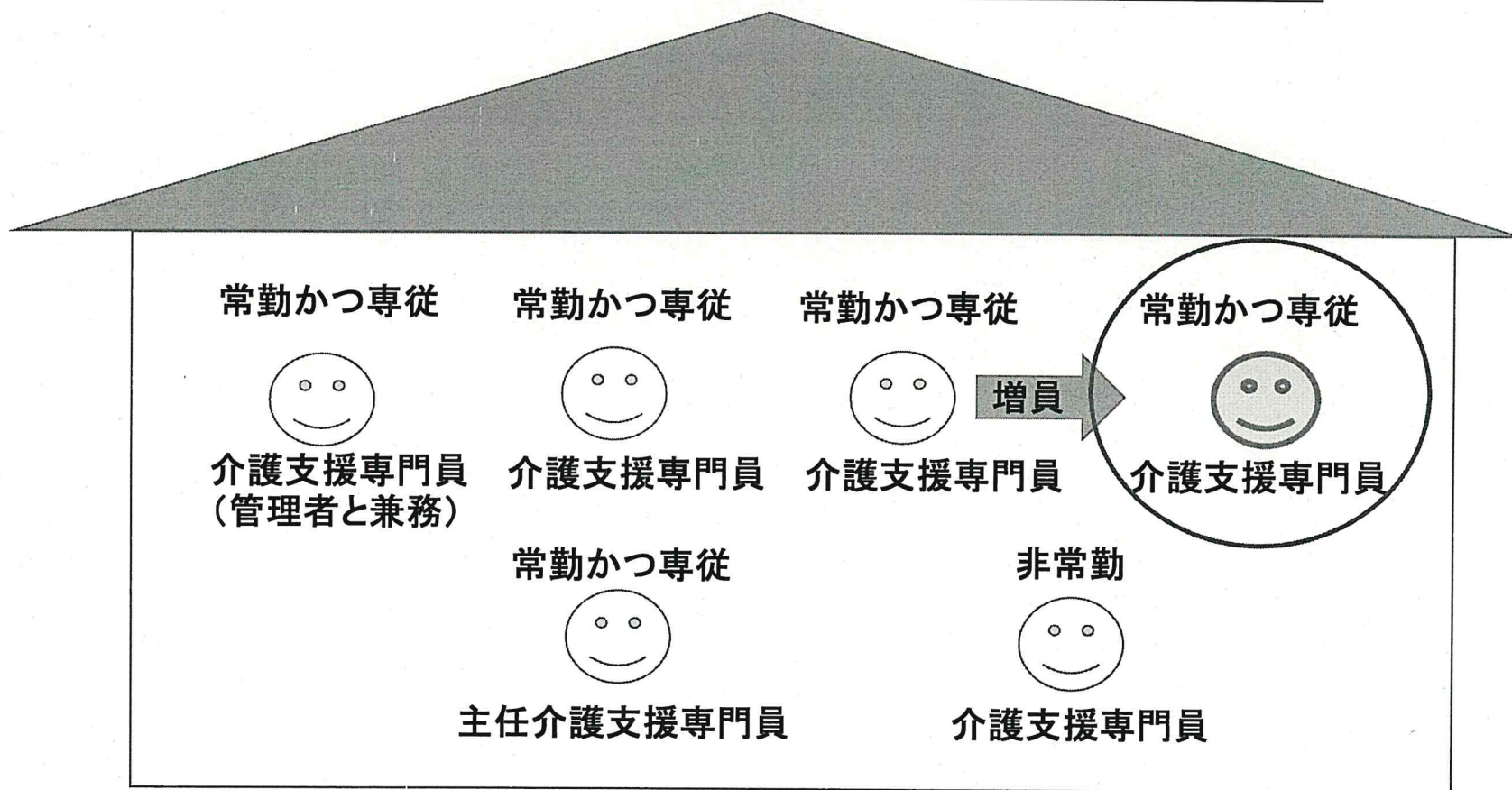
特定事業所加算Ⅱの算定が認められる人員配置

例：管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得



加算の算定が可になるケース②-4

特定事業所加算Ⅱの算定が認められる人員配置
例：常勤かつ専従の介護支援専門員の増員



加算の算定が不可になるケース③

特定事業所加算Ⅲの算定が認められない人員配置



常勤かつ専従の介護支援専門員は1名となり、特定事業所加算Ⅲの算定はできない。

特定事業所加算の人員配置要件の常勤かつ専従の介護支援専門員として1名カウントできない。

常勤かつ専従



介護支援専門員
(管理者と兼務)

常勤かつ専従



介護支援専門員

常勤かつ専従

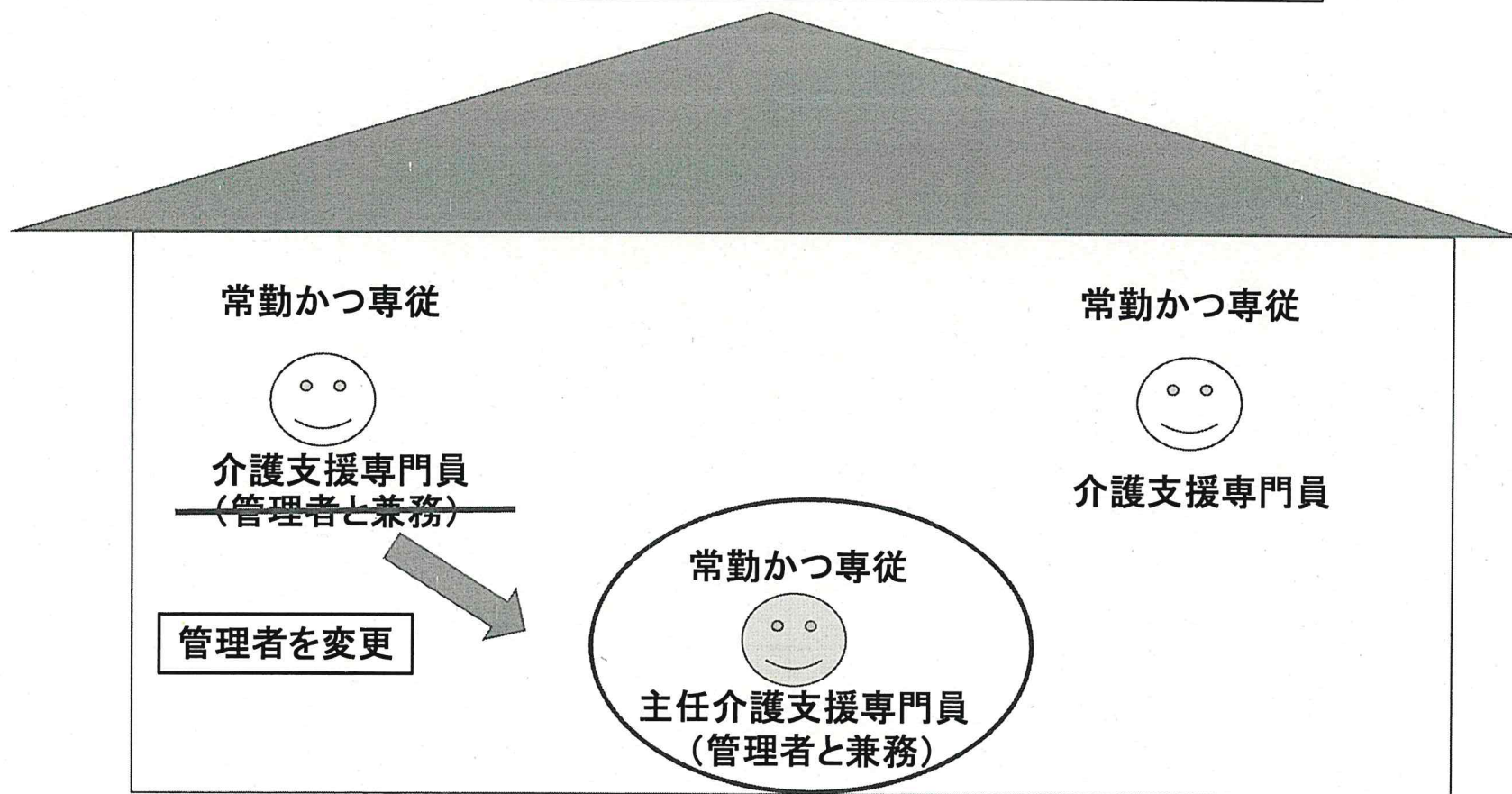


主任介護支援専門員

加算の算定が可になるケース③-2

特定事業所加算Ⅲの算定が認められる人員配置

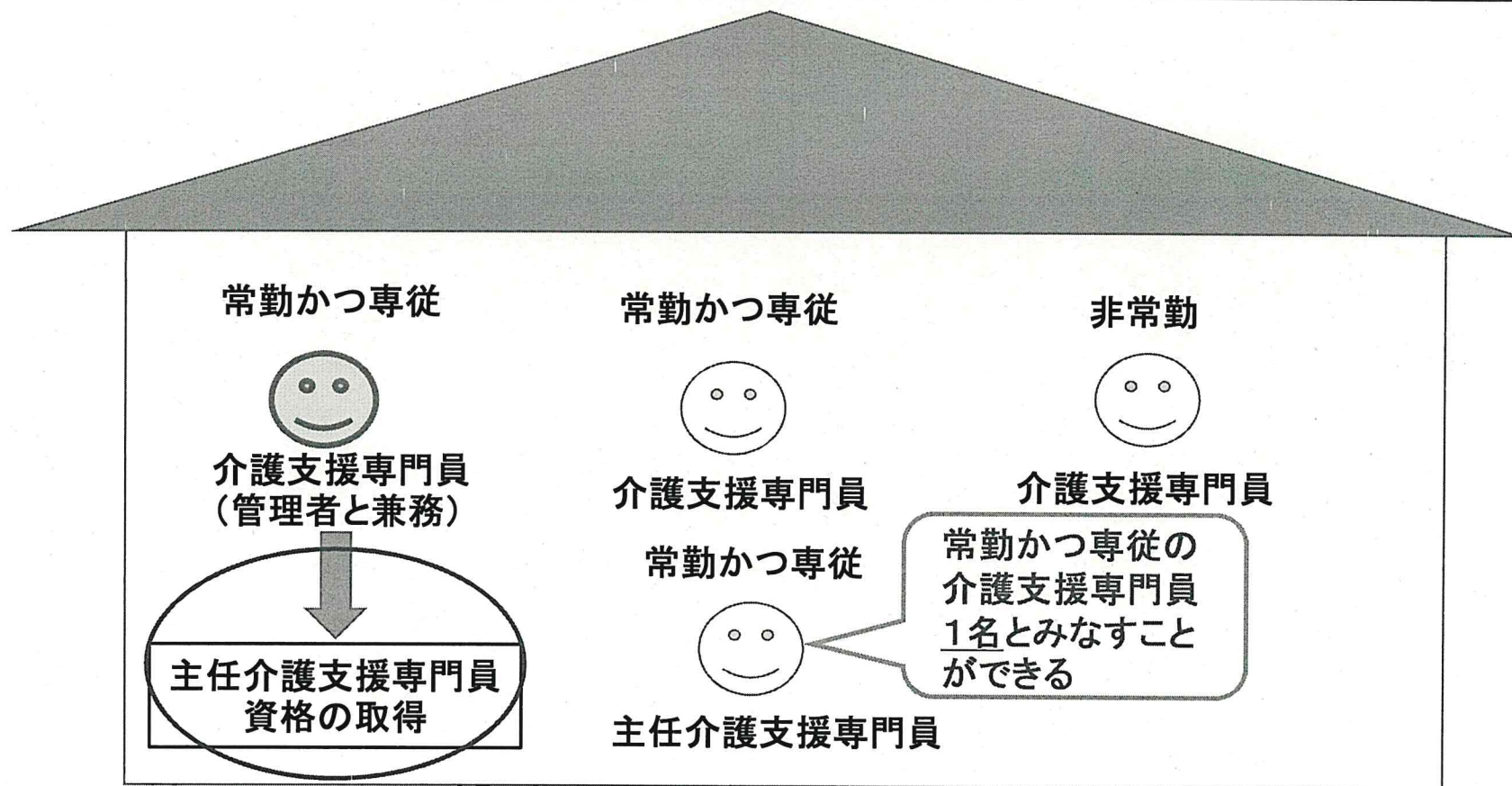
例：管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所の配置換え）



加算の算定が可になるケース③-3

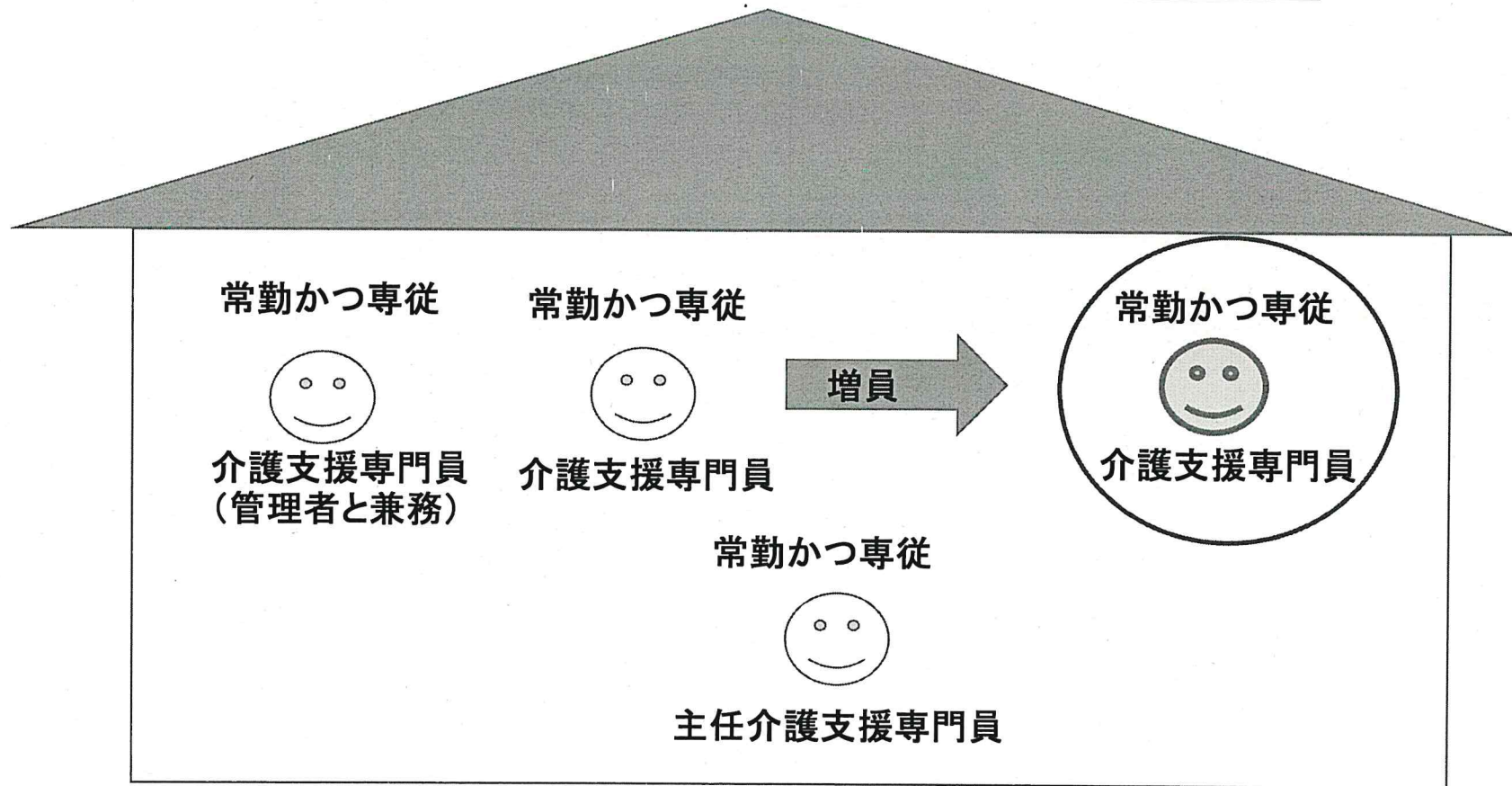
特定事業所加算Ⅲの算定が認められる人員配置

例：管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得



加算の算定が可になるケース③-4

特定事業所加算Ⅲの算定が認められる人員配置
例：常勤かつ専従の介護支援専門員の増員



変更届について

現に加算を算定している事業所のうち、人員配置要件を満たさなくなる事業所においては、次により届出等の取扱いをする。

配置要件の充足	必要な届出	期日
管理者の主任介護支援専門員の取得	なし	令和2年9月30日までに要件を充足してください。引き続き加算を算定できます。変更届は令和2年9月15日までに提出してください。
管理者を主任介護支援専門員に変更 (* 事業所内の配置換え)	管理者の変更 (変更届)	
常勤かつ専従の介護支援専門員の増員	介護支援専門員の増員 (変更届)	
上記の方法により令和2年9月30日までに配置要件を満たせない見込みである場合	特定事業所加算取下げ (加算届)	速やかに届出してください。
	特定事業所加算の下位区分への変更 (加算届)	

留意事項

- 特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所の場合のみ変更があります。特定事業所加算を算定しない居宅介護支援事業所の場合には変更がありません。
- 人員や運営に関する基準省令においては、令和3年3月31日までの間は、管理者と介護支援専門員の兼務はできます。
ただし、特定事業所加算の算定に関しては、管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、常勤かつ専従の介護支援専門員の1名としてカウントできません。